

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	須川地域 (上須川、上沼田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域の人口は、70歳以上が8割を占める高齢化地区であり、上須川集落が、7世帯13人、上沼田集落は、7世帯9人と、人口減少により地域内居住者が減っており、通い農を行う兼業農家が多く、個人による小規模営農となっている。基盤整備が整っていない地域では、効率的な機械での作業が出来ない農地や石等が多く耕作が難しい農地がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻。
上沼田集落は、未整備の棚田を活かした昔ながらの水稻栽培体験を行う等、付加価値を付けながら地域活性を目指す。毎年、20人前後集まり、地域を賑わかせている。
上須川集落は、圃場整備されており、次世代の後継者が農地を守っていけるよう、農業の技術の伝承を定期的に行う。
農用地や農作業施設等の維持・管理には、中山間地域直接支払制度や多面的機能保全支払制度を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

まずは、自己所有農地を可能な限り管理保全しながら、まだ耕作が出来る状態のうちに、後継者に引き継ぐ。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

現状としては、具体的な活用方法の検討に至っていない。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水路等、補修等が必要な箇所があれば、状態に応じて個別に対策・修繕を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新たな担い手の育成・確保のため、U・J・Iターン者や定年帰農者などからの相談から定着までが切れ目なく取り組んでいけるよう、市・農業委員会・農地利用最適化推進委員・農林事務所・JA等の関係機関との連携を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

乾燥調製については、必要に応じて高根ライスセンターを使用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやクマの被害が多くみられる。防護柵等の獣害防止対策を行うとともに、地元猟友会と行政が連携して対策を講じていく。

⑦中山間等直接支払交付金事業及び多面的機能支払制度の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。

⑩共同利用機械の、ハンマーナイフモアと動噴を維持管理していく。